

# 占領期高等教育政策の力学

## —新制秋田大学の設置をめぐる闘争—

教育学コース ハンス・マーティン・クレーマー

The Dynamics of Higher Education Politics During the Occupation.

Conflicts Surrounding the Establishment of Akita University

Hans Martin KRÄMER

Events and processes surrounding the changeover from old to new higher education system during the allied occupation of Japan, especially the establishment of the new 79 central state universities, have been drawing the attention of researchers in educational history for a long time. While the decision-making process at the center (between the Ministry of Education and CIE) has recently been clarified to great detail, local actors, particularly those at the education institutions themselves, have frequently been overlooked.

The integration of Akita Mining College and the prefecture's teacher training schools into Akita University serves as an example of how varied the actors were that engaged into an open conflict over the shape of the new higher education system. A look at the implementation stage of the new policies shows that local actors (ranging from the school authorities over students to the prefecture's teachers' union) influenced the outcome of the overall political decision-making process to a great degree. With the use of a resource mobilization model, a detailed analysis of the Akita conflict leads to the conclusion that not only was the center able to push through certain policies only because elements accepting these existed in the periphery, but also did initiatives for these policies often originate in the locales in the first place.

### 目 次

- I. はじめに
- A. 問題の所在
- B. 先行研究
- C. 方法論
- II. 新制大学合併過程における闘争の類型
- III. ケース・スタディ：秋田大学
  - A. 新制秋田大学への道の概要
  - B. 新制秋田大学を創った各行為者
  - C. 戦前秋田鉱山専門学校の昇格運動
- IV. 終わりに

- I. はじめに
- A. 問題の所在
- 現在の日本の地方国立大学が批判の対象とされたの

は、1949年の創設直後のことであった。占領司令部の高等教育担当者であった Walter C. Eells は1950年の内部メモにおいて“日本の大学のほとんどは名前だけで大学であり、(中略)適切な教員陣容、カリキュラムの質と広さ、図書館の設備、実験室の道具、建物及びキャンパス、財源などにおいて、真の大学の最低基準をはるかに下回るし、将来にもそのような状況が続く可能性も高い”という認識を示した<sup>1)</sup>。文部省学校教育局局長として新制大学の誕生を支えた日高第四郎も、数年後の1956年に次のように判断した：“第一に、教授陣容は、(中略)質が低下したことは争えない。第二に、(中略)からうじて審査に合格したとはいえ、その校舎、施設、職員組織等に不充分なものが多くできている。第三に、特に国立大学にあっては、異質的なものの機械的統合を強行せざるをえなかったために無理を生じ、とくに遠距離の校舎の連絡不自由等がもとで、大学運営上に禍根を残している。最後に、(中略)新制

大学の発足が順序を逆転して短期大学より二年先きだったことは、大学の実質にはなはだわるい影響を残したこととは争えない”<sup>2)</sup>。その後、校数が多過ぎて、質のよい大学として機能できるものは数少ないという旨の批判は、絶えず今日まで続いてきた<sup>3)</sup>。そして1990年代後半から財政難に入った日本では、乏しい資源をそれほど多くの機関に与えるより、校数を減らしていくつかのところを集中して助成すべきだというような議論も台頭した。

長く続いているこれらの批判に欠かせない一点は、新制大学を創ったのはそもそも占領期の連合軍総司令部(GHQ)であり、日本側の自由選択によるものではなかったことである。しかし、だれが新制大学を「創った」かは、実はそれほど明らかではない。最近の研究は日本側の役割を強調する一方、それでも従来の研究と同じように、政策決定過程のすべての必要な段階を配慮しておらず、実際に関与した行為者も必ずしもすべて分析に組み入れられてはいない。その理由の一つは、国立大学の行方を決めたのは国レベルであったという意識があるからであろう。ところが、高等教育制度の変化が国レベルだけではなく、ある高等教育機関の所在の都道府県または自治体へも影響を及ぼしたことは間違いない。また、もし学校側に中央から下ろした新学制を受容した勢力がなかったら、制度の実施が不可能ではなかっただろうか。本論文は、政策決定過程、またその過程に見られるアクター(行為者)の行為を観察することを通じてアクター間の権力関係を分析するという基本的枠組みによって、すなわち政治史的な観点から、占領期高等教育政策における国レベル以下の「力学」を分析するものである。つまり、1948年度まで存続していた268ヶ所の旧制国立高等教育機関を1949年5月に72ヶ所の新制大学へ様変わりさせたのは、決してアメリカ側、あるいは日本中央政府という主体だけではなかったことを示すのが本論文の目的である。

## B. 先行研究

これまで行われた占領史研究でほとんど無視されてきた一つの次元は、ボトム・レベルのアクターを含むものである。占領教育史で分析の対象になるのはやはり「アメリカ側と日本側」であり、政策決定を決めたのは、CIE(GHQの民間情報教育局)と文部省だけであったとする傾向が相当強い。教育刷新委員会などの別の中核レベルのアクターが配慮されることもあるが、それ以外のアクターが影響を及ぼしたとはおそらく考えられていない。

高等教育の場合は、特に大学側が無視され、その当局、学生、同窓会などが政策過程のなかでどのような役割を果たしたかを知る手立ては、二次文献を見る限り、ほとんどない。先行研究をみると、古くから現在に至るまでそのような傾向が存在していることは疑いない。例えば、海後宗臣と寺崎昌男は1969年に次のように書いている：“終戦直後に文部省は、とりあえず新しい文教基本方針を検討して、いわゆる民主的文化国家形成のための教育の指標を示した。ついで1946年来日した米国教育使節団は、その報告書において、大学教育改革について(中略)見解を明らかにした。その後、教育刷新委員会において大学再編の論議が重ねられ、学校教育法によって新制大学の性格と制度の基本が定められた”<sup>4)</sup>。すなわち、占領初期に“新制大学の性格と制度の基本”を定めたのは、文部省と(第一)米国(対日)教育使節団(つまり、GHQ)と教育刷新委員会であった。その序章の概要に従って、後の過程を描写する第二章でも、その三つ以外の行為者が無視されている。

最近出版された羽田貴史の『戦後大学改革』において、新制大学設置への決定過程が詳細に分析されている。同書では終戦直後から1949年度の新制大学の誕生まで80ページ余を費やして、設置の原則がどのような過程を経て立てられたかを説明する。その基本枠組みは「時代区分と大学史象の再編成」という序章に紹介されている：“いまのところ、成立している戦後改革把握は、ポツダム宣言に結実した国際的な反ファシズム勢力とアメリカの世界戦略に基づく非軍事化・民主化という性格をもち、占領軍の強力な指導と指令のもと、教育刷新委員会に結集した日本側知識人と文部省とのトライアングルによって推進され、その改革プランは、米国対日教育使節団・占領軍がもたらしたアメリカモデルと、昭和期における学制改革論に依拠していたというものである。改革は、1949年夏頃からの「逆コース」と、占領改革の見直しによる1950年代の再改革によって修正を受け、講和独立後の教育反動化によって改革の空洞化が進展した”<sup>5)</sup>。

羽田が先行研究の“戦後改革把握”で批判の対象としているのは、GHQ・刷新委員会・文部省のトライアングル構造ではなく、上述の時代区分なのである。すなわち、1948年ごろからの「逆コース」の存在を認めて、その保守化は必ずしも教育改革の挫折を意味したのではなく、“1950年前後は、公教育再編過程の一画期であっても終了期とみなすべきではない。(中略)1947年段階で成立した憲法・教育基本法は現在も存続

しており、その実質化は、憲法に限っても、むしろ60年代なのである”<sup>6)</sup>。時代区分と異なって、権力トライアングルに関しては、羽田は先行研究に従い、自らの実証分析もこの構想に基づいている。

終戦直前から占領終結直後までの私立大学における政策展開を分析する土持ゲーリー法の一の『新制大学の誕生—戦後私立大学政策の展開』(1996年)の特徴は、アメリカ側を精密に識別して紹介する点にある。GHQ・CIEと第一米国対日教育使節団からアメリカ国務省を通じて、GHQの民政局やアメリカ大統領、GHQの経済科学局、米国学術顧問団などに取り組んでいるのに対して、日本側の政策を成形したものとしては、文部省以外、短いサブ・チャプターで教育刷新委員会、大学基準協会と大学設置委員会に言及するにすぎないのである<sup>7)</sup>。

### C. 方法論

先行研究がなぜ上述のような傾向を示すのか。それは基本関心が限定されており、政策決定過程のなかの一つか二つの段階にしか関心を向けていないからだと思われる。ある政治的な出来事の結果だけではなく、その政治的な決定過程をもみるときには、おおよそ次のような段階に考慮する必要がある：1. 発想 → 2. 計画 → 3. 公表 → 4. 実施。しかしながら特に原案と法律が作られる段階2と3に従来の歴史研究が集中したのに対して、政策決定過程に不可欠の実施ステージはそれほど注目を浴びてこなかった。

実施レベルを視野に入れるという考えは、実際の研究にとってボトム・レベル・アクターが数多く舞台に立つという意味をもつ。ボトム・レベル・アクターを組み入れて権力関係を分析するために最も適切なのは、段階2と3で達成した結果をどのように実施すべきかについての「闘争」(conflict)を分析することである。闘争というのは、政治学の定義によると，“目標、理想、方策、プログラム、個人又は集団の間の衝突という特性を示す相互作用の一種”<sup>8)</sup>であり、その目標の衝突という相互作用は他のもっと静謐な相互作用より目立っており、権力や影響力の行使を分析するのに妥当だと思われる。闘争の場合は、行為者が自分の見解を公的に表すし、闘争が長期に渡ると行為者がさらに多種多様な戦略を使用してみるので、比較的に分析しやすい研究対象であり、歴史家にとって史料が残るという利点もある。

闘争のなかの多くの行為者のそれぞれの役割、影響力または権力について正確に判断するためには分析モ

デルが必要であり、そのモデルのなかで、「資源の動員」(resource mobilization)の構想が重要である。集団行為社会学者ミシェル・クロジエとエールハルト・フリートベルクによると、資源はまず“行為の可能性”，つまり行為を可能にするものである：“当事者が利用する資源が役割を果たすのは、行為の自由を広げることを通じてだけだ”<sup>9)</sup>。資源の具体例をあげると、富裕や威信、あるいは権力者との面識や団体との交際、あるいはメディアへのアクセスなど、いろいろな形態が考えられる。クロジエとフリートベルクが闘争の際、その資源の動員に次のような条件をつけている：

1. availability : 行為者は、資源を使用できなければならない。
2. relevance : 資源は、該当の闘争の枠組みで適切なものでなければならない。
3. mobilizability : 資源は、動員され得なければならない<sup>10)</sup>。

その抽象的な構想を簡単に説明するために、次のような想定を行ってみよう。ある地方の大学の学長が、東京の国会議員を知っているとしたら、その議員は、学長にとって資源であり、面識によって、基本的に使用可能(available)であるといえる。その資源が適切(relevant)になるためには、議員が教育政策に関わっている政治家でなければならない、あるいは、そのような他の政治家と関係を持っていなければならない。そして、その資源を実際に利用する(mobilize)ために、特定の闘争の際に学長が議員を動員されなければならないのだ。その動員は例えば、学長が議員を文部省に行かせることができるという形になっている。

具体的にいうと、歴史的な闘争分析に必要なものは、次の点を通時的に観察することであろう：

1. どのような行為者が闘争に巻き込まれたか。
2. 行為者がどのような資源を動員できたか。
3. 行為者が資源を実際にどのように利用したか、また、その資源は適切であったか。

ところで、本論文ではもう一つ注意を払いしたい点がある。今まで紹介したボトム・レベル・アクターの配慮と絡んでいながら、また別の範疇に属するものとして、そのアクターはどれくらい自発・自主的に行動したかという問題がある。「草の根の行為者」という表現を避けたのも、ボトム・レベル・アクターが必ずしも自発的に動いていなかったことにその理由がある<sup>11)</sup>。つまり、本論文で焦点を置く行為者が中央政府の指示前に行動し始めたことも意味深いものではあるが、そうでない場合も地方の動きを無視してはならないと思

うのである。

## II. 新制大学合併過程における闘争の類型

全国の各地域に見られるトラブルの原点になったのは、1948年7月6日に文部省によって発表された「十一原則」である。その最初の三つは、次のものを定めている：

- (イ)新制国立大学は特別の地域(北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡)を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし一府県一大学の実現を図る。
- (ロ)新制国立大学における学部又は分校は他の府県に跨らぬものとする。
- (ハ)各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく”<sup>12)</sup>。

この三つの原則と摩擦する主な動きは表2にまとめた<sup>13)</sup>。全国の学校合併の動きのなかで欲望の対象となつたのは、やはり旧制帝国大学であった。4ヶ所の高等学校と5ヶ所の専門学校の場合は、“新制国立大学における学部又は分校は他の府県に跨らぬものとする”という「十一原則」の(ロ)に違反する結果を目指す、近所の帝国大学との交渉を1948年に行った。岐阜農林専門学校と浦和高等学校の場合は、旧帝大側からのインシシアティブも他の場合より強かったようである<sup>14)</sup>。ところで、高等学校におけるトラブルが比較的に少ない理由は、ナンバー・スクールの場合は、すべてが旧制下すでに大学であった機関に吸収されることになったからであろう。一高、二高、三高と八高は旧帝大に吸収され、四高、五高と六高の場合には医科大学、そして七高は県立医科大学であった。そのため、合併過程に不満の種はなかったのだろう。

旧帝大との合併を希望する背景には、ほとんどの場合、同じ県にある師範学校との合併の拒否があった。専門学校側から見て、師範学校のレベルが自分より遙かに低く、複合・総合大学のなかの自分の地位が必ず下がるのではないかと恐れたからであろう。単科大学としての昇格を目指した目立った事例としては、上田織維、彦根経済と秋田鉱山という専門学校が挙げられる。

このようなさまざまなケースでは対立の粘り強さと闘争の激しさがそれぞれ異なったが、長く続いたものも少なくなかった。ほとんど最後、すなわち1949年春まで問題になっていたのは、秋田鉱山(秋田大学)、上田織維(信州大学)、岐阜農専(岐阜大学・名古屋大学)、

奈良女子高等師範学校(奈良女子大学・奈良学芸大学)や浦和高校(埼玉大学・東京大学)であった<sup>15)</sup>。東北大學と宮城師範学校のケースを除けば、闘争の類型をまとめていうと、1. 帝国大学吸収対地方大学と2. 単科大学対総合大学であった。両方の背景には、師範学校の排除があり、既存の威信格差構造を再生産しようとする運動としても位置付けることができる。

また、合併の完成という時点でトラブルが終わったわけでもなかった。むしろ、その後の学校名、本部の位置、新制大学の初代学長などをめぐる争いは、場合によつてもっと激しかった<sup>16)</sup>。ところで、「合併をめぐる問題」は一般的にいえばほとんどの新制大学に存在したといえる。ただし、それは合併過程に起る細かい問題、例えば先生の配置や教育課程の変更などのようなものであり、すなわち合併をするかどうかではなくて、合併をどのように進めるべきかについての議論であったので、ここで厳密にいった「闘争」という構想に入らないとした。

## III. ケース・スタディ：秋田大学

I章のC節で紹介した分析モデルを念頭に置きながら、最後まで対立が続いただけではなく、GHQ/SCAP文書のなかで一次資料も比較的に多い事例の一つとして、秋田大学を見てみよう。

### A. 新制秋田大学への道の概要<sup>17)</sup>

秋田師範学校、秋田青年師範学校と秋田鉱山専門学校がどのような過程を経て秋田大学になったかについては、まず概略を紹介しておきたい。

1947年3月31日、学校教育法が公布された。それは、旧制高等教育機関の定義の基礎であった諸勅令を廃止して、新法の52条～70条によって、高等教育については原則として4年制大学の枠組みで行われると定めていた<sup>18)</sup>。基本的な選択肢について、文部省が1947年7月28日に官立高等学校長宛、発学を出し、旧制高等学校の場合は、1. “新制高等学校に転換する”，2. “単独に大学になる”，3. “他の大学、専門学校と合併して大学となる”，4. “既設の大学の一部となる”ケースを提示する<sup>19)</sup>。1947年の段階ではまだ固まつた方針が出ていないことを示すといえる。

翌1948年には旧制高等教育機関がすべて大学になるべきことが徐々に明らかになる。どのように新しい4年制大学に編成されるべきかについて、文部省は1948年3月25日各学校長に説明し、また同年4月14日にそ

表 1  
新制秋田大学設置過程年表

1946 年	11 月	18 日	鉱専、「大学昇格促進委員会」を設立
1947 年	2 月	6 日	鉱専、「秋田鉱山大学建設期成会」の設立
1947 年	3 月	31 日	学校教育法の公布（4 年大学制度の制定）
1947 年	6 月	2 日	師範、「大学創設準備委員会」を設立
1947 年	7 月	28 日	文部省、高等学校の新制度転換について発学を送付
1948 年	1 月		師範、単独昇格運動を中止
1948 年	3 月	20 日	県議会、学芸単科大学を支持する決議
1948 年	3 月	25 日	文部省、全国校長に一般方針を説明
1948 年	4 月	14 日	文部省、『日本における高等教育の再編成』を発表
1948 年	5 月	20 日	文部省、秋田県三つの学校校長を招待、合併を請求
1948 年	6 月	30 日	県教育委員会、鉱山・学芸単科大学を支持する決議
1948 年	6 月	21 日	秋田市議会、鉱山単科大学を支持する決議
1948 年	6 月	24 日	鉱専学生、鉱山単科大学を支持する決議
1948 年	6 月	28 日	師範側、『秋田魁新報』に広告
1948 年	7 月から		両校学生、文部省・CIE に働きかけ
1948 年	7 月		両校学生、署名運動
1948 年	7 月	6 日	CIE、「十一原則」を指示
1948 年	7 月	9 日	秋田市内、「大学昇格問題公聴会」の主催
1948 年	7 月	31 日	鉱山同窓会、CIE を訪問
1948 年	夏ごろ		秋田県教職員組合、総合大学を支持する決議
1948 年	8 月	11 日	秋田県商業会議所代表者、CIE を訪問
1949 年	9 月	4 日	文部省、鉱専宛書状を送付
1948 年	9 月	8 日	県議会、鉱山単科大学を支持する決議
1948 年	10 月		鉱専、「鉱山大学設置準備委員会」を設立
1949 年	10 月	6 日	秋田県商業会議所代表者、CIE を訪問
1948 年	11 月	8 日	鉱専、「鉱山大学」の設置を申請
1948 年	12 月	16 日	大学設置委員会、その申請を却下
1949 年	1 月	20 日	秋田県知事、CIE を訪問
1949 年	2 月	8 日	秋田県商業会議所代表者、CIE への手紙
1949 年	5 月	8 日	大学設置委員会、三つの学校校長を聴聞
1949 年	5 月	17 日	国会衆議院文部委員会、国立学校設置法案を修正
1949 年	5 月	18 日	国会衆議院、国立学校設置法を可決

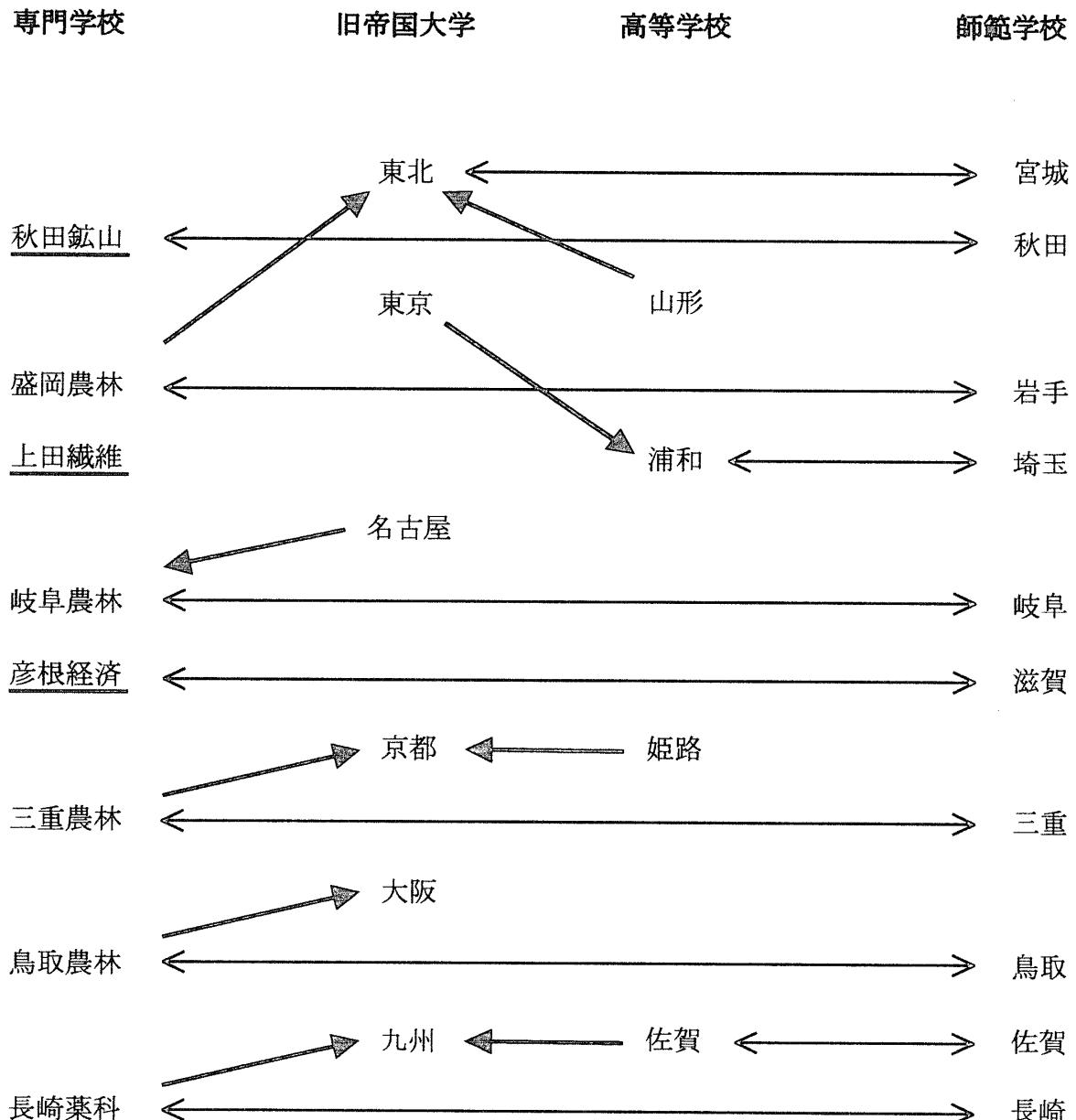
の説明を活字にした『日本における高等教育の再編成』という冊子を各学校に交付した<sup>20)</sup>。ところが、『日本における高等教育の再編成』は、学校にとって制度変化は実際どういう意味を持つかについてほとんど記しておらず、ただ「新制大学の性格」や「新制大学への入学」などの題のチャプターで一般的に論じたに過ぎなかった<sup>21)</sup>。

1948年6月10日までに、文部省は省内に旧制から新

制への切替えについて原則を立案した<sup>22)</sup>。それは後 CIE との相談上、上述の「十一原則」まで発展して、7 月 6 日に発表されるに至った<sup>23)</sup>。

一県に一ヶ所の大学という原則が発表され、そしてその大学には教員養成が行われる必要があることも明言されたので、これによって、秋田県内の高等教育機関には専門学校と教員養成学校の合併という道しか残されていなかった。文部省は、実際、1948年5月20日

表 2  
新制大学設置過程中合併における闘争の類型



という「十一原則」の提出前にすでに、秋田県の三つの高等教育機関の学長を招待して、次のような腹案を示した：“官立大学は特殊のものをのぞきなるべくその地方の専門学校、高等学校と合併し総合大学かまたは複合大学にしたい方針だから秋田県でもこの方針にそな具体案を 6 月 6 日まで文部省に提出してもらいたい”<sup>24)</sup>。

しかし、秋田県には文部省が希望した協力ではなく、逆に鉱山専門学校がそれを無視して、単科大学として昇格を目指したのである。文部省は、9 月 4 日に鉱専の校長宛次のような書状を送付した：“文部当局の所見は極力独断、不公正な措置を排して現下の客観的諸情勢に基く国立新制大学設置の原則によるものであり、新制大学設置のための教育上、財政上等の見地からみ

ても最も適切であると確信されるなのであります、その他の設置方式による場合は地方文化のためにも学校の発展のためにも現段階に於ては相当憂慮される点が多いので今日に於いても依然として方針変更の意図のないことを重ねて明らかにしておきたいと存じます”<sup>25)</sup>。この明確な意思表明にもかかわらず、鉱専は1948年10月「鉱山大学設置準備委員会」を設け、翌月8日に「鉱山大学」としての設置を大学設置委員会に申し合わせるに至った<sup>26)</sup>。この申請は同年12月16日に教授陣容の弱体という理由で却下された<sup>27)</sup>が、秋田鉱山専門学校は単独昇格運動を、国会が国立学校設置法を可決する1949年5月まで続けた。新しい大学の校名を並べる国立学校設置法案は、秋田を懸案として省略した。結局、大学設置委員会では、1949年5月8日に三つの学校の代表者を聴聞してから、次のように推薦した：“秋田県にある秋田鉱山専門学校、秋田師範学校と秋田青年師範学校を合併して、鉱山学部と学芸学部からなる秋田大学を設置することが適當だと認められる。(中略)しかし同意が達せられない場合、本委員会は、二学部を持つ大学を設置する機はまだ熟していないと判断している。充分な調査を以て、本委員会は、鉱山学部しか持たない秋田大学が今年度設置され得ることを認める”<sup>28)</sup>。

これを受け、国立学校設置法案を審議する衆議院の文部委員会は1949年5月17日に、学芸学部と鉱山学部からなる新しい秋田大学を法案の学校一覧表に入れよう修正することを決定し<sup>29)</sup>、翌日の衆議院本会議はそれを認めて、修正された法案を可決するに至った<sup>30)</sup>。

#### B. 新制秋田大学を創った各行為者

ここまででは主に二次資料を利用して経過を描いてきたが、それに一次資料(主として当時の地方新聞と占領軍資料)を加えると、全体像がいささか異なって見えてくる。

第一、秋田鉱山専門学校の昇格運動は東京からの法律の指示に先立って始まったのである。1947年4月の学校教育法のことをまだ何一つ知らなかったころ、1946年11月18日に、池田謙三鉱山専門学校長を会長とした「大学昇格促進委員会」が設立された<sup>31)</sup>。翌年の2月、それは県知事が会長である「秋田鉱山大学建設期成会」に編成替えして、同月6日に文部省、大蔵省と商工省へ陳情書を送ると同時に、一般市民のために趣意書を作成した：“本邦における官公市立三百余の専門学校の中鉱山の銘を打つものは秋田鉱山専門学校の

みである。(中略)秋田に於て大学院を持つ処の鉱山大学を設置すべき事の妥当なるは如上の理由よりして明らかなるべく最もその場所と時を得たるものと信ずる。(中略)秋田鉱山大学は勿論日本唯一の鉱山専科大学であり、秋田の専有物でないのであるから国家も鉱業界も北光会(四千の卒業生よりなる)等も之を援助すべき事と信ずるが、事いやしくも秋田県の秋田市に設置せられる関係上、県市民の熱意ある協力と後援なしではその完成は不可能なるのみならずその円満なる今後の発達も至難たるべきは申す迄もあるまい”<sup>32)</sup>。

他方、師範学校では1947年6月2日に「大学創設準備委員会」を設立して<sup>33)</sup>、寄附募集運動を進めようとした。その目的は、研究室の開設と出版物の購入のために1,827,000円を集めることであったが、半年経過後、141,768円で終わってしまった。その失敗を見て、師範側は方針を是正して、1948年1月に“私たちの理想は、県内の他の高等諸学校と提携して、秋田に総合大学を設置するにあります”と表明するよう余儀なくされたのである<sup>34)</sup>。ここで興味深いのは、言葉遣いである。明らかに鉱専をさすのに、“県内の他の高等諸学校”という曖昧な表現を使っただけではなく、上述の文部省の腹案で“総合大学かまたは複合大学”という二つの言葉があったのに、師範は“総合大学”を理想とした。工(鉱)学部と教育学部からなる学校を総合大学というのは異例で、その表現はおそらく師範側の“理想”を表すものというより、鉱専に対する戦略的な主張であろう。後に新制大学構想を描写する言葉として師範側にもマスメディアにも使用されたのは「総合大学」という言葉だけだったので、その戦略が成功したこと示すといえる<sup>35)</sup>。

鉱山専門学校も、両師範学校も、学校当局だけではなく、同窓会も学生も活発な運動を開始し、例えば上京したり、文部省とCIEに働きかけようとしたりした<sup>36)</sup>。1948年7月中、それぞれの学生は署名運動を行っていた。鉱専側は12万人の署名を集めたとして、師範・青年師範側は32万人の署名の獲得を誇った<sup>37)</sup>。両校の学生たちはそれぞれの総会も行い、単独昇格か総合大学かについて決議文を採択した。鉱専の学生は例えば、1948年6月24日に学生大会を開いて、“われわれは総合大学案には絶対に反対する”という決議を行った。そしてこれを文部省へ渡すために上京した学生代表は、日高等学校教育局長に対して、単科大学が不可能であれば、全学生が自主退学する旨を伝えた<sup>38)</sup>。ただ、鉱専側は、頑固な態度を示し、1947年2月の趣意書でみたように大学昇格が妥当である理由を

説得的に論じながらも、それが単科大学の形態で実現されなければならない理由ははっきり示さなかった。後で分析するように本気の動機は、単なるレトリックからは窺えない。

1948年6月28日、師範学校と青年師範学校は共同で『秋田魁新報』に広告を載せ、総合大学を目指さしている理由を挙げて、その重要性を強調した：“二大学の創設は国家の経済的負担力からしても実現は困難であるから単独大学としての昇格を主張する場合は、専門学校として昇格後、日なお浅い師範、青年師範を合体しただけの教員養成の大学は現在の設立内容を以てしては文部当局の言明に鑑みても、来年度から四年制の大学として発足することは極めて困難である。(中略)我々に残された道はただ一つ総合大学の創設のみである。而してこれは単に三学校当局、生徒父兄、卒業生だけの問題ではなくて、実に日本の文化国家建設の成否の問題なのである”<sup>39)</sup>。

それ以外にも秋田市の市民を動員しようとする努力があり、例えは1948年7月9日に「大学昇格問題公聴会」が開催され、校長、学生代表、県知事、県議会議長などが出場した<sup>40)</sup>。秋田市議会は1948年6月21日、県議会も同年9月8日秋田鉱山大学の創設を支持する決議案を採択した<sup>41)</sup>。県議会はすでに同年3月20日を以て「学芸大学」の創設を求める意見書を採決したが<sup>42)</sup>、それは師範学校側の最初時期の意図の支持か、当時もう単独昇格運動を中止した師範学校に対する裏切りであったかは明らかではない。同様に、県教育委員会も、1948年5月30日に“鉱山専門学校の単科大学昇格と、秋田師範、秋田青年師範学校の合同に依る四年制の大学設置の二本建の猛運動を展開することに全会一致決議した”<sup>43)</sup>。

一方県知事も活発な行動を見せ、自ら東京に行って働きかけをしようとしたし(1948年6月25・26日文部省で<sup>44)</sup>、1949年1月20日CIEで<sup>45)</sup>)、秋田県出身の国會議員をCIEへ行かせたこともある(1949年4月21日)<sup>46)</sup>。

そして、秋田県教職員組合も1948年の夏に県の国立高等教育事情を議論したが、総合大学を支持する決議をするに至った<sup>47)</sup>。

闘争の激しさは、世界での唯一性あるいは文化国家建設のための重要さというレトリックだけではなくて、自分の名前を George Jiro Matsui とする秋田県商業会議所の代表者のCIEへの手紙によっても、充分に証明される：“秋田鉱山専門学校の教育目的は高等師範学校のものとかなり異なります。秋田鉱山専門学校は

設立時から(中略)アメリカの専門家の支持を得て、アメリカ流教育によってしっかりと専門家を養成するよう努めてきました。逆に、師範学校では、学生がソ連を母国とする教員に教育されました。(中略)アメリカ文化を輸入しようとしている鉱専が、共産主義の普及を目的とする師範学校と衝突することは不可避なものです”<sup>48)</sup>。

商業会議所代表者の書状は、師範学校を“赤”とし、鉱専を“ソビエト化”しようとすると誹謗し続けて、もし師範学校との合併が強行されたら、卒業者と鉱業界の専門学校への寄附が切れるとの脅迫までしている。

### C. 戦前秋田鉱山専門学校の昇格運動

先に秋田鉱山専門学校の単独昇格運動が1946年に始まったと記述したが、実は、当校が初めて単科大学のステータスを目指したのはそれより遙かに以前、1920年前後であった。1918年、政府が高等教育の抜本改革を掲げた結果として、東京商科学校などが1919年1月から熱心に正式に大学になろうとした。秋田でも、鉱専校長、県知事、市長、国會議員などが政府に働きかけはじめ、例えは1月17日に市議会は全員一致で請願書を文部省に送ることにした<sup>49)</sup>。

同年11月、朝日新聞は、文部省が秋田鉱専を含めた、いくつかの専門学校の昇格を検討中であると伝えたとき<sup>50)</sup>、運動がさらに盛り上がった。1920年中、学生も同窓会も意見書を東京に送った。ところが、1921年5月ごろ、文部省が秋田鉱専を含まない全国の5校しか昇格させないことを発表してから、運動がだんだん下降してしまった。その後の徵は、秋田県会が1921年12月19日決議した内務省宛の意見書であり、そこでは25年後と同様に学校の唯一性が強調されている：“秋田鉱山専門学校ハ(中略)鉱山國トシテ其名全國ニ高キ我秋田縣ニ在ルヲ以テ(中略)設備ノ完全ト内容ノ充実ハ單リ本邦唯一ノ高等専門学校タルノミナラズ東洋ニ於テ又其ノ比ヲ見ズ(中略)之ヲ單科大学ニ昇格シテ益々同校名声ノ發揚ヲ図リ優秀ナル幾多ノ生徒ヲ全國及海外ニ求メ我國鉱業教育ノ最高權威タラシムルヲ信ズ依テ速ニ御調査ノ上同校ヲ單科大学ニ昇格ノ御沙汰相成度”<sup>51)</sup>。

### IV. 終わりに

日本の地方の旧制高等教育機関は1949年に合併されたが、形式だけでなく実際の「統一」あるいは対立したアクター間の「合意」を実現するためには、更に時間が

**表3**  
**秋田大学設置過程をめぐる主な行為者と利用した資源**

行為者	利用した資源
文部省	行政指導
CIE	指令・指示
鉱専当局	国会議員、知事、県議会、市議会、文部省、CIE、商業会議所
師範当局	国会議員、文部省、CIE
鉱専学生	市民、文部省、CIE
師範学生	市民、文部省、CIE
鉱専同窓会	文部省、CIE
師範同窓会	文部省、CIE
県教組	マスメディア

必要であった。秋田大学の場合、統一への重要な一步は1963年に学部が一ヶ所のキャンパスに統合されたことであった。更に1970年に医学部が創設されて、学部が二つではなくなったことも、一つの大学になるために意味をもつ出来事であった。当時の行為者も、合併闘争が終わっても、実は問題がこれから始まるということをよく認識していたようである。秋田の場合でも、師範学校当局が1949年5月11日に、設置委員会の総合大学案決定を知った際，“先程の電話の結果、県側、鉱専側の努力は空しくなったわけで、十分同情しなければならぬし、地元の協力なしに今後のわれわれの活動も不充分となるし、今後は格段その面に於てつとめて行かねばならぬ”という意見を教官会議で表明した<sup>52)</sup>。

本当の統一にはまだほど遠い時期、秋田大学の設置をめぐる闘争に積極的に参画した行為者はどのような動機を抱いたのだろうか。鉱専側が、今まで特別の位置を占めた機関が将来に、全体として凡庸な複合大学のなかの一学部に過ぎない立場に陥るのではないかと恐れたのは想像に難くない。事実、旧制下の1948年度に46.9%の在学生が他県出身であったことが証明するように、秋田鉱山専門学校は確かに全国的な牽引力をもっていた。それに対して同時期の師範学校の他県出

身在学生率は、0.1%に過ぎなかった<sup>53)</sup>。ところで実は、新制になっても、秋田大学全体の他県出身在学生率はほとんど変わりなく、20年以上経った1972年度でも40.8%であった<sup>54)</sup>。

師範学校側にとって、文部省が指摘したように、師範と青年師範学校だけでは新制大学になれなかつたので、学校が高尚な統合理念を抱いたというより、むしろ合併は生き残りの唯一の道であった。『秋田魁新報』の1948年7月16日付社説は、鉱専側の主張を“総合大学になつたがために鉱山が程度の低い内容の学部になる”とし、また師範学校の心配を“鉱山大学が一方的にみとめられそのため師範学校が他県大学の分校といつたみじめな立場におちいる”と説明して、両方の動機を明確に示した<sup>55)</sup>。

方法論の節で紹介した資源の動員における注意点をもう一度振り返ってみると、秋田の場合について次のようなことがいえる(表3を参照)。量的にも、質的にも、鉱専側の方が有利な資源を動員できたにもかかわらず、自らの意志を通すことはできなかった。その理由の一つは、クロジエ・フリートベルクのモデルでいうと、資源は必ずしも適切(relevant)ではなかったからだ。例えば、何回も占領軍当局を訪問したり、手紙を出したりした商業会議所代表者はCIEにあまり印

象を与えられなかったようである。

鉱専側が勝てなかつた結果は、ただ文部省(あるいはCIE)の鉱専に対する勝利を意味するのではなくて、むしろ師範学校側の諸活動にも配慮しなければならない<sup>56)</sup>。すなわち、秋田大学のケース・スタディで殊に焦点になった「実施」という政治決定過程の段階では、ボトム・レベルの行為者が中央政府の行為者より重要であったのではないかと結論したい。表3の主な行為者とその資源の一覧を見るとわかるように、文部省とCIEは、自分が積極的に行動したよりも、むしろ他の行為者によって資源として動員された。特にCIEの、実施は日本側が決めるという見解は、CIEが干渉ができるだけ避けようとすると単なる言葉で言つただけでなく、実際に行動でもそういう姿勢を見せた<sup>57)</sup>。

出来事の順番を見ても、トップ・レベル・アクターの影響はそれほど強力なものではなかつたと推察できる。秋田鉱山専門学校の場合は、大学昇格運動は戦前だけではなく、戦後も中央がおおまかな高等教育政策方針を発表する前に動き始めたのである。総合大学の計画も、文部省がそれを具体的に指示する前に、師範学校はすでにそれを目指すようになった。そのため、地方の行為者が場合によって自発的に「草の根の行為者」のように行動したといえる。

本論文では充分分析することができなかつたが、政治決定過程の段階を考えると、実施数段階だけではなく、発想段階でも中央レベル以外にも活動があつたことがわかつた。秋田のケースでは実施が戦後であつても、問題が最初に浮上したのは必ずしも戦後ではない。したがつて、発想段階を正確に把握するためには、戦前・戦時の中央政府・学校レベルの行為者の動きも分析することが一つの大きな課題である。段階モデル自体も、特にどのステージでどのような行為者が影響を及ぼすのか、あるいは段階がお互いにどのように繋がつてゐるのかなど、更に考え直して開発する必要があると思われる。

秋田大学は決して孤独のケースではなく、闘争の形態と目的が多少異なつても、全国的に同様の合併をめぐる学校間闘争が発生した。文部省の意図が結局どの具体ケースでも通つたかのようにみえるにもかかわらず、それは必ずしも文部省の努力のためではなかつた。むしろ、どの具体ケースでも、文部省の意図通りの結果となつたのであるが、しかしそれはもしその現場の行為者がなかつたら、文部省も政策を強行できなかつたのではないか。諸闘争の結果・過程を理解するためには、それぞれのボトム・レベルの行為者の行為も視

野に入れて分析を行う必要がある。

### [付記]

次の方々にコメントなどを頂いて感謝いたします。  
土方苑子、羽田貴史、吉長真子、Lim Phaik Chean、  
土方ゼミの大学院生。

### 注

- 1) "Most of them are universities in name only [...]. In such matters as adequately prepared staff, quality and extent of curriculum, library facilities, laboratory equipment, buildings and campus, and financial resources most of them fall short of any reasonable minimum standards for true universities, and probably will continue to do so for many years." GHQ/SCAP 文書, "Universities and Junior Colleges", Box 5405, Folder 18; 国立国会図書館シート番号 CIE(D) 02048-02049, 14頁。
- 2) 日高第四郎「戦後の教育改革の実態と問題」民主教育協会, 1956年, 28頁。
- 3) 西洋の文献でもっとも最近の例は、Brian J. McVeigh の Japanese Higher Education as Myth(『神話としての日本高等教育』, Armonk: M. E. Sharpe 2002)という、日本の大学全体を痛烈に酷評する本である。
- 4) 海後宗臣・寺崎昌男「戦後日本の教育改革 第9巻 大学教育」東京大学出版会, 1969年, 5頁。
- 5) 羽田貴史「戦後大学改革」玉川大学出版部, 1999年, 11頁。
- 6) 同上書, 12頁。
- 7) 土持ゲーリー法一「新制大学の誕生—戦後私立大学政策の展開」玉川大学出版部, 1996年。
- 8) Plano, Jack C./Riggs, Robert E./Robin, Helenah S. (eds.) (1982) The Dictionary of Political Analysis. Second Editon. Santa Barbara/Oxford: ABC-CLIO, p. 26.
- 9) "[...] all the resources [...] which any one of the parties may claim [...] play a role only to the extent that they provide a greater freedom of action." Crozier, Michel/Friedberg, Erhard (1980) Actors and Systems. The Politics of Collective Action. Chicago/London: The University of Chicago Press, p. 32.
- 10) Crozier/Friedberg 1980:34.
- 11) 例えば、代表的に占領時代の自発的な改革努力を描いた天川晃「占領期の政治状況—内務省と民政局の対応」「社会科学研究」第26巻第2号, 1975年, 1-59頁も、ボトム・レベル・アクターをほとんど無視して、内務省を中心として分析を行う。
- 12) 海後・寺崎, 前掲書(1996), 102-103頁。
- 13) 専門学校の単独昇格運動は他にもいくつかあったが、ここで挙げるのは、例えば1948年7月1日の『朝日新聞』のようなマスメディアにまであがつたケースだ。
- 14) 東京大学では、新大学制準備委員会が1947年9月22日の第4回総会で“本学としては、近郊の高校を合併して新しい大学を作るという事を基と”することにして、1948年1月19日の第15回総会で、新設する教養学部のために“東京、浦和両高校の陣容が適当である”という記述があり、浦和高校のことが委員会議事録で初

- めて述べられている。この交渉はほぼ1949年2月まで続いた(東京大学史料室蔵1949年2月7日の「新大学制準備委員会議事録」を参照)。
- 岐阜農専がまだ単科大学を目指した1947年夏という時点に、名古屋大学がすでに「(岐阜農林専門学校の名古屋)総合大学計画実現への積極的な参加を希望しておる」と「岐阜農専新聞」「昇格問題、総合か単科か、表面化す」、1947年6月15日、1面)は報道する(Prange Collection, Newspapers and Newsletters, G-18: NG 0352「岐阜大学新聞農学部版」)。
- 15) 国立教育政策研究所蔵「戦後教育資料」、V-10-14、「経過報告並びに懇議」を参照。
- 16) 校名について特に激しい争いをしたのは、結局東京教育大学になった前身学校(東京文理科大学対東京高等師範学校など)の間であった。家永三郎「東京教育大学文学部受難の三〇年—1—文理大の植民地として」「エコノミスト」、第55巻、第32号、1977年8月16日、41-43頁を参照。
- 本部の位置が問題になったのは、とりわけ香川大学、静岡大学、滋賀大学、愛知学芸大学、福岡学芸大学と茨城大学であった(国立教育政策研究所蔵「戦後教育資料」、V-10-50、「教員養成大学又は学部未解決の問題」)。
- 新制大学の初代学長をめぐるトラブルの事例は、岩手大学、秋田大学、東京芸術大学、東京教育大学、お茶の水女子大学、茨城大学、愛知学芸大学、信州大学、静岡大学、滋賀大学である(GHQ/SCAP文書、"Reorganization of Universities", Box 5646, Folder 5 ; 国立国会図書館シート番号CIE(C)03651)。
- 同じ学校にいくつかの問題が重なっている場合も少なくない。
- 17) 本節と次節に関しては、表1(年表)も参照すること。なお、秋田大学教育学部創立百周年記念会編「創立百年史—秋田大学教育学部」秋田大学教育学部創立百周年記念会、1973年、338-358頁も参照。
- 18) 海後・寺崎、前掲書(1996)、87-91頁は旧制と新しい法律を詳しく比較している。
- 19) 発学316号:「新学制転換について官立高等学校大学予科の希望報告依頼の件」。近代日本教育制度史料編纂会編「近代日本教育制度史料 第24巻」講談社、1957年、353-355頁。
- 20) 羽田、前掲書(1999)、71頁。
- 21) 文部省編「日本における高等教育の再編成」文部省、1948年。
- 22) 羽田、前掲書(1999)、92-95頁。
- 23) 同上書、102頁。
- 24) 「秋田に鉱山学芸総合大学」「秋田魁新報」1948年5月27日、2面。
- 25) 「秋田鉱山専門学校の大学切替えについて」(23年9月4日/発学404), 文部省マイクロフィルム文書目録、第5集(昭和55年), 3. 秋田大学(昭和23年~昭和51年), 検索ナンバーS54・06。
- 26) 編集委員会編「秋田鉱山専門学校・秋田大学鉱山学部 50年史」秋田大学鉱山学部、1961年、104頁。
- 27) 同上書、104頁。
- 28) "It is proper to establish Akita University composed of the Mining Engineering faculty and the Gakugei faculty, amalgamating Akita Mining Engineering Semmon Gakko, Akita Normal School and Akita Youth Normal School all located in the Akita Prefecture. [...] However, if they fail reaching to an agreement, the committee considers that the time is not yet ripe enough to start a university

- which have two faculties. As the result of careful investigation, the committee recognizes that Akita University with only Mining Engineering faculty may be established this year (1949 fiscal year)." GHQ/SCAP 文書、"Report", Box 5637, Folder 12 ; 国立国会図書館シート番号CIE(B)05301。
- 29) 国会会議録: 005回-衆-文部委員会-20号、1949年5月17日。
- 30) 国会会議録: 005回-衆-本会議-32号、1949年5月18日。
- 31) 編集委員会編、前掲書(1961)、101頁。
- 32) 編集委員会編、前掲書(1961)、103頁。
- 33) 同年7月24日に「学芸大学期成準備委員会」へ名前を変更した。樺尾次郎編「創立九十年史—秋田大学学芸学部」秋田大学学芸学部、1963年、60頁。
- 34) 秋田県教育委員会編「秋田県教育史 第6巻通史編2」秋田県教育史頒布会、1986年、831頁。
- 35) 全部の高等教育機関を「大学」とするのは、旧制機関にとって「昇格」を意味すると同様のレトリックのわざに過ぎないといえよう。むしろ旧制大学にとって「降格」であったといってもいい。
- 36) 例えば、秋田鉱山同窓会代表者は、1948年7月31日(GHQ/SCAP文書、"Future of Akita Mining College", Box 5646, Folder 2 ; 国立国会図書館シート番号CIE(B)03634)と1948年8月19日(GHQ/SCAP文書、"Future of Akita Mining College", Box 5646, Folder 2 ; 国立国会図書館シート番号CIE(C)03633)にCIEを訪問した。学生がCIEを訪問したのは、師範側の場合は1948年6月29日や1948年7月12日であり、鉱山側の場合は1948年8月2日であった。
- 37) 「総合大学対単科大学」「秋田魁新報」1948年7月8日、2面。署名数字はGHQ/SCAP文書、"University Status for Akita Mining College", Box 5140, Folder 1 ; 国立国会図書館シート番号CIE(D)00214(鉱山)とGHQ/SCAP文書、"Higher Education Organization in Akita Prefecture", Box 5646, Folder 2 ; 国立国会図書館シート番号CIE(C)03635(師範)による。
- 38) 「もめる大学問題」「秋田魁新報」1948年6月28日、2面。
- 39) 「秋田大学」創設について「秋田魁新報」1948年6月28日、2面。
- 40) 市民を招待する報告は、「大学昇格問題公聴会」「秋田魁新報」1948年7月7日、2面にあり、公聴会についての記事は同新聞に見当たらなかった。
- 41) George Jiro Matsui から Mark T. Orr への手紙。The Joseph C. Trainor Collection, Reel 27, Folder "SCAP. GHQ. CIE. Higher Education. 1949-1951", 4頁。
- 42) 秋田県議会蔵「秋田県議会会議議事録」、1948年度、361-362頁。
- 43) 県教育委員長代理の県議会での報告。秋田県議会蔵「秋田県議会会議議事録」、1948年度、26頁。
- 44) 「もめる大学問題」「秋田魁新報」1948年6月28日、2面。
- 45) Orr と Trainor と会談した。The Joseph C. Trainor Collection, Reel 27, Folder "SCAP. GHQ. CIE. Higher Education. 1949-1951", 1頁。
- 46) GHQ/SCAP文書、"Future of Akita Mining College and Ueda Textile College", Box 5143, Folder 1 ; 国立国会図書館シート番号CIE(D)00301。
- 47) 秋田県教育委員会編、前掲書(1986)、834頁。
- 48) 1949年2月8日のGeorge Jiro Matsui から Mark T. Orr への手

紙。“The object of education of the Akita Mining Technical School is quite different from that of the Higher Normal School. The Akita Mining Technical School has had the support [...] of American specialists since its date of establishment and has made endeavors to foster up sound [...] specialists according to the American way of education. While, at the Normal School, students have been educated by those teachers who call U. S. S. R. to be their mother country. [...] It is quite an unavoidable matter that the Mining School which attempts to import American culture is liable to clash with the Normal School, whose educational object lies in the spread of communism.” The Joseph C. Trainor Collection, Reel 27, Folder “SCAP. GHQ. CIE. Higher Education. 1949-1951”, 1-2頁。マツイ・ジロウはすでに1948年8月11日(GHQ/SCAP文書, “Status of Akita Mining College”, Box 5646, Folder 2; 国立国会図書館シート番号CIE(C)03633)にと1948年10月6日(GHQ/SCAP文書, “Reorganization of Akita Mining College”, Box 5646, Folder 3; 国立国会図書館シート番号CIE(C)03641)にCIEの教育課を訪問した。

- 49) 編集委員会編, 前掲書(1961), 52頁。
- 50) 伊藤彰浩「戦間期日本の高等教育」玉川大学出版部, 1999年, 57頁。
- 51) 秋田県教育委員会編「秋田県教育史, 第3巻資料編3」秋田県教育史頒布会, 1983年, 845頁。
- 52) 秋田県教育委員会編「秋田県教育史, 第3巻資料編4」秋田県教育史頒布会, 1984年, 732頁。
- 53) 文部省調査局調査課編「大学・高等専門学校在学者の出身都道府県別調査」文部省, 1949年, 42頁(実業専門学校)及び44頁(教員養成機関)。46.9%といえば、当時それほど高い数字でもなかつた。東北地方のその他の専門学校だけをみると、仙台工業(63.0%), 盛岡農林(56.1%), 福島経済(49.9%), 青森医科(48.6%)がもっと高かったことがわかる。
- 54) 新堀通也「日本の教育地図—県別教育診断の試み 学校教育編」ぎょうせい, 1980年, 240-241頁。戦後, 文部省は1972年度まで, 大学の在学生の出身都道府県についての統計を発表していない。また学部別の数字も見当たらない。
- 55) 「大学昇格問題の解決点」「秋田魁新報」1948年7月16日, 1面。
- 56) 当時の文部省はこの解釈と必ずしも一致したわけではない。すでに引用した1948年9月4日付鉱専校長宛の書状をもういちどみると, “不幸にして, 文部当局と学校及地元側との見解が一致せず今日に至ったことは極めて遺憾であると存じます”という表現があるとわかる。すなわち, 文部省は, 一体となっている「地元側」との対立を強調している(前掲史料「秋田鉱山専門学校の大変切替えについて」)。
- 57) 文部省側にも権力を束縛する要因が存在した。すなわち, 強い位置に置かれた, 文部省の審議機関であった大学設置委員会が, 学校合併を勧めたにもかかわらず, それを唯一の道とは考えなかつた。その大学設置委員会の主張を以て, 文部省は学校に対して一つのまとまったコースに従えなかつた。設置委員会のそのような発言の例は, 1949年5月の秋田についての報告のなかで, 問題を解決するためにいくつかの可能性を学校側行為者に提示しているものである(前掲史料 GHQ/SCAP文書, “Report”, Box 5637, Folder 12)。